

このたび、長期在外研究の機会を得て、ドイツはミュンヘンに2019年4月から2020年8月まで滞在することができた。この場を借りてまず、御礼申し上げます。

ドイツでは、ミュンヘンにあるマックスプランク社会法・社会政策研究所に客員の研究員として在籍し、「介護保険と障害者政策の統合的把握」の可能性を追求することを研究テーマとした（「ドイツにおける介護保険法と障害者法の総合的把握の可能性をめぐる一考察」）。研究の成果を若干示せば、「介護」と「障害」という分野は、直感的にオーバーラップする分野だろうが、どう違い、政策化されるべきか、というテーマについて、ドイツ法ではわが国のような「介護保険優先の原則」は採用されておらず、介護保険にしても（障害者に対する福祉的給付である）統合扶助にしても両制度は併存状態にあり、「目的」に従って調和的に給付がされていた。すなわち、ドイツでは、介護給付はそれこそ介護ニーズがある場合になされるのに対して、統合扶助はあくまで障害者の「社会参加」の場面での給付を主とするもの、という関係にあると考えられていた。そしてたとえば障害者施設において、介護ニーズが勝っていなければ、当該施設で引き続き介護給付を受けることができ、ただ費用面での調整がなされるにすぎないということであり、つまり、費用面での調整がなされる限り（及び介護ニーズが前景にならない限り）では障害者施設でも介護給付がなされていることを意味しているものと解された。

ところで別に書類を提出したとおり、同研究所では概ね毎水曜日午後に研究会が開催されており、そこでは、研究所に在籍する大学院生による中間報告を聞いたり、所属研究者の本格的な報告を聞いたり、あるいは世界から集まってくる研究者の報告を聞いたりすることができた。残念ながら、語学（会話力）の壁があり、十全に理解できたとはいえなかったが（基本的に報告はパワーポイントで、レジュメはなかった）、それでも、貴重な経験であった。

申請者は、先のテーマについて、2020年2月12日に報告をする機会が与

えられた（“Vorstudie zum Verständnis der integrierten Pflege-und Behindertenpolitik in Japan”）。渡独前、申請者は「保険料拠出の意義と被保険者の地位に関するメモランダム」という拙稿において、同研究所の所長であるウルリッヒ・ベッカー教授が「社会給付のありようとその運営組織のありようが何らかの関係性を有し、そのことが給付請求権にとって重要な意義を有しているという仮定」を示していることについて、議論をいどみたいという意気込みを書いておいた。実際、当該報告においては、わが国で現在介護保険料を負担していない40才未満の者について、ドイツ法にならって、介護保険の被保険者資格について年齢での区分をやめる、あるいは、介護保険の被保険者資格を20歳からにする、という改革も、ドイツ法の調整方法を参照すれば現実味を帯びてくるだろうし、とりわけ「障害」という観点に着目し、障害のある（あるいはその潜在的リスクのある）若者が介護保険の連帯の輪に加わる意義を説いたのだが、それは、仮に若年で介護給付とは無縁であったり、すでに障害があり福祉的給付を受けているためあえて「保険給付」の形で給付を受けるメリットがなさそうな者であっても、保険料の負担自体が「社会参加」といえるのではないかと考えたからである。言い換えれば、社会保険の保険者からの給付だから給付に権利性が認められるというような議論に対して、保険料の拠出はなんらかの給付を前提としなくても（あえて対価性を論じなくとも）、それ自体、一種の「社会参加」としての価値があるのではないかと（申請者は保険料の拠出を労働組合における組合費のようなものにとらえればよいのではないかと考えている）、という主張である。

この点についてはもちろんベッカー教授は自説とは異なり異論があるところであったが、おもしろい視点であると、一定の理解は示してもらえたように思う。その背景には、ドイツの社会保険が概ね労使の保険料で賄われているのに対し、わが国のそれは税財源も投入されていることも関係していよう（税には対価性はないと考えられている）。

もっとも、そのように考えても、1つ検討課題が残った。それは、介護保険からの保険給付と、障害者の「社会参加」のための福祉的給付が（優先関係ではなく）実務上並存すると考えるとしても、その両者の中間領域のようなものが観念できるのではないかと、ということである。残念ながら、滞在の後半期は新型コロナウイルスの関係で、現場のヒアリングなどは実施できなかったが、今回の在外研究により、今後、介護政策と障害政策の統合可能性の探求について、引き続き研究を継続する基盤は構築できたと考えている。